訓練費の額に対する割合が一〇〇分の二〇以上である場合には、一〇〇分の二〇）相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

イ　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の三以上であること。

ロ　国内設備投資額が当期償却費総額の一〇〇分の九〇相当額以上であること。

(2)　青色申告書を提出する中小企業者等（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。）が、平成三〇年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に開始する各事業年度（右記(1)の措置の適用を受ける事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の一・五以上であるときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の一〇〇分の一五（次に掲げる要件を満たす場合には、一〇〇分の二五）相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

イ　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二・五以上であること。

ロ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(イ)　教育訓練費の額から中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額のその中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上であること。

(ロ)　その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

(七)　革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で生産性向上特別措置法の認定革新的データ産業活用事業者であるものが、同法の施行の日から平成三三年三月三一日までの間に、特定ソフトウエア（一定のソフトウエアのうち、認定革新的データ産業活用計画（その認定革新的データ産業活用事業者である事業者の行う生産性の向上に特に資するものとして確認を受けた革新的データ産業活用に係るものに限る。）に従って実施されるその革新的データ産業活用の用に供するために取得等をする一定のものをいう。以下同じ。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設に係る特定ソフトウエア（その特定ソフトウエアとともに取得等をする機械装置及び器具備品を含む。）が一定の規模のものである場合に限る。）において、その新設又は増設に係る特定ソフトウエア並びにその機械装置及び器具備品（機械装置及び器具備品にあっては情報の連携及び利活用に資する一定のものに限るものとし、主として産業試験研究の用に供される一定のものを除く。）の取得等をして、その事業者の事業の用に供したときは、その取得価額の一〇〇分の三〇相当額の特別償却とその取得価額に特別税額控除割合（次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合をいう。）を乗じて計算した金額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇（次の(2)に掲げる場合に該当する場合には、一〇〇分の一五）相当額を限度とした。（租税特別措置法第一〇条の五の五、第四二条の一二の六及び第六八条の一五の七関係）

(1)　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の三以上である場合　一〇〇分の五

(2)　右記(1)に掲げる場合以外の場合　一〇〇分の三

(八)　法人税額等から控除される特別控除額の特例について、事業者（中小企業者等（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。）を除く。）が、平成三〇年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に開始する各事業年度等において特定税額控除規定（試験研究を行った場合の特別税額控除制度、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却若しくは特別税額控除制度又は革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却若しくは特別税額控除制度における税額控除に係る規定をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする場合において、その事業年度において次に掲げる要件のいずれにも該当しないときは、その特定税額控除規定を適用できないこととした。ただし、その事業年度（設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度に限る。）のうち所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である事業年度等については、この措置の対象としないこととした。（租税特別措置法第一〇条の六、第四二条の一三及び第六八条の一五の八関係）

(1)　継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

(2)　国内設備投資額が当期償却費総額の一〇〇分の一〇相当額を超えること。

(九)　再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者で、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして一定のもの（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する事業者（電気事業法の一般送配電事業者に該当する事業者その他の一定の事業者に該当するものを除く。）が、その再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、その事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の二〇相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(十)　耐震基準適合建物等の特別償却制度における技術基準適合施設に係る措置について、償却割合（改正前一〇〇分の二〇）につき次のとおり見直しを行った上、その適用に係る報告期間を平成三〇年四月一日から平成三二年三月三一日までの期間とすることとした。（租税特別措置法第四三条の二及び第六八条の一七関係）

(1)　港湾隣接地域（港湾法の緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限る。）内において取得又は建設をした技術基準適合施設　一〇〇分の二二

(2)　右記(1)以外の港湾隣接地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設　一〇〇分の一八

(十一)　情報流通円滑化設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施計画（地域特定電気通信設備供用事業（特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資する一定の特定電気通信設備を設置して行うものに限る。）の実施に関するものに限る。以下「実施計画」という。）について認定を受けたものが、平成三〇年四月一日から平成三二年三月三一日までの間に、その認定に係る実施計画に記載された一定の特定電気通信設備の取得等をして、一定の地域内においてその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の一五相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(十二)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、基準雇用障害者数が二〇人以上であって、重度障害者割合が一〇〇分の五〇以上であることとの要件における重度障害者割合を一〇〇分の五五以上に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条、第四六条及び第六八条の三一関係）